



# 山形県公報

令和3年2月5日(金)  
第177号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……85
- 漁船損害等補償法施行令の規定による付保義務の同意を求めるための事前届出……………(水産振興課) ……86
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……87
- 政府調達に係る苦情の処理手続及び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱の改正……………(会計局) ……88
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) ……92

### 公 告

- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………(都市計画課) ……93

## 告 示

### 山形県告示第80号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

令和3年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
32006990005	豚	大ヨークシャー種	ユーロン ミヤボク ヤマガタ 2 0002 (日豚W種W W06-A000025)	酒田市浜中字八窪1	山形県農業総合研究センター 養豚研究所
32006990006	同	デュロック種	ユメサクラエース フューチャー ヤマガタ 2 0002 (日豚D種D D 06-A000234)	同	同
32006990007	同	同	ユメサクラエース サリー ヤマガタ 4 0005 (日豚D種D D06-A000240)	同	同

32006990008	同	同	ユメサクラエース サリー ヤマガタ 4 0006（日豚 D種 D D06-A 000241）	同	同
32006990009	同	バーク シャー種	ドイツシャム オ カ15 ヤマガタ 5 0002（日豚 B種 B B06-A 000054）	同	同

**山形県告示第81号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めることについて、次のとおり届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を、令和3年2月5日から同月19日までの間山形県漁業協同組合において縦覧に供する。

令和3年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 発起人の住所及び氏名

酒田市飛島字勝浦乙132番地の内18号	鈴木 徳 正
同 字法木甲99番地	池 田 富 生
同 字中村甲6番地	進 藤 一 喜
同 字法木甲2番地	長 浜 修

2 加入区の名称

飛島加入区

3 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

山形県漁業協同組合

**山形県告示第82号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	15者	山形市飯塚町字志鎌877番2ほか59筆
上山市	12者	上山市宮脇字監物前111番1ほか38筆
天童市	3者	天童市大字川原子字上原1647番1ほか55筆
山辺町	2者	東村山郡山辺町大字山辺字七ツ石2441番ほか1筆
中山町	2者	東村山郡中山町大字長崎字赤坂9005番ほか4筆

寒河江市	35者	寒河江市大字柴橋字金谷3182番1ほか98筆
河北町	30者	西村山郡河北町西里字次部橋5545番ほか71筆
朝日町	1者	西村山郡朝日町大字四ノ沢字大道下1050番1
大江町	9者	西村山郡大江町大字左沢字木ノ沢2061番1ほか16筆
村山市	14者	村山市大字土生田字中田2116番4ほか71筆
尾花沢市	9者	尾花沢市大字延沢字熊原4811番ほか51筆
新庄市	5者	新庄市大字本合海字上野4118番ほか28筆
最上町	2者	最上郡最上町大字富沢字寺ノ沢4337番ほか1筆
舟形町	8者	最上郡舟形町長沢字ヘクリ8041番ほか39筆
大蔵村	2者	最上郡大蔵村大字合海字島田2496番ほか6筆
米沢市	1者	米沢市六郷町一漆字中293番ほか6筆
南陽市	4者	南陽市砂塚字堤端2052番2ほか13筆
川西町	1者	東置賜郡川西町大字西大塚字北大巻一121番ほか321筆
小国町	1者	西置賜郡小国町大字貝少字広戸面467番ほか12筆
白鷹町	6者	西置賜郡白鷹町大字高玉字安海檀4438番ほか26筆
鶴岡市	65者	鶴岡市東堀越字山ノ上7番ほか439筆
三川町	10者	東田川郡三川町大字成田新田字赤沼170番ほか65筆
庄内町	25者	東田川郡庄内町肝煎字中台尻51番ほか116筆
遊佐町	2者	飽海郡遊佐町当山字上山崎78番ほか12筆

## 2 認可年月日

令和3年1月28日

## 山形県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年2月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和3年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路線名 角沢鳥越線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市大字角沢字駒場1366番145から		旧	32.5メートル	885メートル
同 鳥越字駒場2985番まで			6.3	
同	上	新	32.5メートル 9.9	同上

山形県告示第84号

政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）により改正された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第18条の規定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・12条の規定その他の国際約束の規定により、政府調達に係る苦情の処理手続及び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めるため、政府調達に係る苦情の処理手続及び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱を次のように改めた。

令和3年2月5日

山形県知事 吉村美栄子

政府調達に係る苦情の処理手続

1 山形県政府調達苦情検討委員会

- (1) 山形県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。
- (2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を有すると認められる委員は、当該苦情の処理に参加することができない。

2 苦情の申立て

- (1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）により改正された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。  
供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。
- (2) 供給者が、協定等の違反があると考え、関係調達機関に対し協議を行いたい旨を申し出た場合にあっては、当該関係調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

3 期間

- (1) この処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。
- (2) この処理手続において、「作業日」とは、県の休日（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）でない日をいう。
- (3) この処理手続において、期間の初日は、算入しない。
- (4) この処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

4 参加者

- (1) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を有するすべての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。
- (2) 苦情の申立てがあった場合、関係調達機関は、苦情処理手続に参加しなければならない。
- (3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を有する供給者であって当該苦情処理手続への参加を希望するものは、5の(7)による公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。この場合において、当該供給者であって通知を行ったもの（以下「参加者」という。）は、この処理手続の適用を受ける。
- (4) (3)による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

5 苦情の検討の手続

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断

する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。

- (2) 委員会は、苦情の申立てがあったときは、直ちにその写しを関係調達機関に送付するものとする。
- (3) 委員会は、苦情の申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。
- (4) 委員会は、苦情の申立てがあったときは、原則として、申立て後10作業日以内に当該申立てを受理するかどうかを決定するものとする。
- (5) 委員会は、当該申立てが次のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下するものとする。ただし、イに該当する場合で、期限を過ぎて苦情の申立てが行われたことに正当な理由があると認めるときは、当該申立てを受理することができる。
  - イ (1)に定める期限を過ぎて苦情の申立てが行われた場合
  - ロ 苦情の申立てが協定等と無関係な場合
  - ハ 苦情の申立ての内容が軽微又は無意味なものである場合
  - ニ 供給者からの申立てでない場合
  - ホ その他委員会で検討することが適当でない場合
- (6) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨を申し出ることができる。
- (7) 委員会は、苦情の申立てを受理したときは、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対し、その旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。
- (8) 契約締結又は契約執行の停止
  - イ 委員会は、原則として、契約締結前の段階での苦情の申立てについては、関係調達機関に対し、苦情の処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後12作業日以内に速やかに文書で行う。
  - ロ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情の申立てについては、関係調達機関に対し、苦情の処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。
  - ハ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合は、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。
  - ニ 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合は、これに従わなければならない。
  - ホ ニの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知しなければならない。
  - ヘ 委員会は、ホの通知のあった後、直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。
  - ト ホの通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書で通知しなければならない。
- (9) 検討
  - イ 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。
  - ロ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、イに定める説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。
  - ハ 委員会は、イに定める説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提出等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。
  - ニ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、この処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。
  - ホ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
  - ヘ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。ただし、この承認は、いつでも取り消すことができる。
  - ト 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

- チ 代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理する。
- リ 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに委員会に出席することができる。ただし、この承認は、いつでも取り消すことができる。
- ヌ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴することが適当でないとは判断する場合は、この限りでない。
- ル 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。
- ロ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会における自らの意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。
- ヲ ヲの場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。
- カ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- コ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を持つ技術者等の意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を有する者であってはならない。
- (10) (1)による苦情の申立ては、いつでも取り下げることができる。
- (11) 関係調達機関の報告書
- イ 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し次に掲げる事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。
- (イ) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書
- (ロ) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文
- (ハ) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的な事項又は情報
- ロ 委員会は、イの報告書を受領したときは、直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、委員会に当該報告書に対する意見書又は当該報告書に基づき苦情の検討を行うことを希望する旨の要望書を、当該写しを受領した後7日以内に、提出する機会を与えるものとする。
- ハ 委員会は、苦情申立人及び参加者からロの意見書又は要望書を受領したときは、直ちにその写しを関係調達機関に送付するものとする。
- ニ 委員会は、調達に利害関係を有する者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者が提出した営業上の秘密情報を第三者に開示してはならない。
- 6 検討の結果及び提案
- (1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日（公共事業に係る苦情の申立てにあつては、50日）以内に、検討の結果を取りまとめた報告書を作成する。この場合において、委員会は、当該報告書において、検討の結果に関する説明を行うとともに、苦情の全部又は一部を認めるか否か及び調達の手続が協定等の規定に違反して行われたものか否かを明らかにしなければならない。
- (2) 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合は、次に掲げる事項の1又は2以上を含む適切な是正策を提案するため、検討の結果を取りまとめた報告書とともに提案書を作成する。
- イ 新たに調達手続を行うこと。
- ロ 調達条件は変えず、再度調達を行うこと。
- ハ 調達を再審査すること。
- ニ 他の供給者を契約締結者とする事。
- ホ 契約を破棄すること。
- (3) 委員会は、検討の結果を取りまとめた報告書及び提案書を作成するに当たっては、調達の手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、提案が関係調達機関に与える負担、当該調達の緊急性、関係調達機関の業務に対する影響等当該調達に関する状況を考慮するものとする。
- (4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

- (5) 委員会は、検討の結果を取りまとめた報告書及び提案書を作成したときは、直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付するものとする。
  - (6) 関係調達機関は、原則として、委員会の提案に従うものとする。
  - (7) 関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日（公共事業に係る苦情の申立てにあっては、60日）以内に理由を付して委員会に報告しなければならない。
  - (8) 委員会は、検討の結果の報告及び提案に関する外部からの照会に応じる。
  - (9) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法令に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。
- 7 迅速処理
- (1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。
  - (2) 委員会は、迅速処理の要請を受領したときは、直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。
  - (3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。
    - イ 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、5の(11)に定める報告書を委員会に提出する。
    - ロ 委員会は、イの報告書を受領したときは、直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、委員会に当該報告書に対する意見書又は当該報告書に基づき苦情の検討を行うことを希望する旨の要望書を、当該写しを受領した後5日以内に、提出する機会を与えるものとする。
    - ハ 委員会は、苦情申立人及び参加者からロの意見書又は要望書を受領したときは、直ちにその写しを関係調達機関に送付するものとする。
    - ニ 委員会は、苦情が申し立てられた後45日（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情の申立てにあっては、25日）以内に、検討の結果を取りまとめた報告書及び提案書を作成する。
- 8 苦情の受付及び処理の状況の公表
- 知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。
- 9 調達に係る文書の保存
- 調達機関は、苦情の処理に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては、5年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

#### 山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱

##### （目的）

第1条 県の機関及び県が単独で設立する独立行政法人が行う調達であって、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）により改正された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年6月1日付け知事決定）に基づき、公平で、かつ、独立した立場から検討し、当該苦情に係る調達を行った機関への提案等を行うため、山形県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### （委員会の構成等）

第2条 委員会の定数は、5人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札、契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委

員たるに適しない非行があると認められたとき。

（守秘義務）

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の開催）

第5条 委員長は、委員会を招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

（会議の議決）

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（議事録）

第7条 委員会においては、議事録を作成する。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、会計局会計課が処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

山形県告示第85号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

酒田営業部	若竹町二丁目4番5号	〃
緑ヶ丘支店	緑ヶ丘一丁目4番16	〃

を

酒田営業部	若竹町二丁目4番5号	〃
-------	------------	---

に、

酒田営業部 イオン酒田 南店出張所	若竹町二丁目4番5号	〃
-------------------------	------------	---

を



「	〃 緑ヶ丘支店	〃 若竹町二丁目4 番5号	〃 〃
」	〃 酒田営業部 イオン酒田 南店出張所	〃	〃 〃

に改める。

**附 則**

この規程は、令和3年2月8日から施行する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 令和3年2月24日（水） 午後1時30分
- 2 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 村山総合支庁6階603会議室
- 3 都市計画の変更の案の概要  
山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに山形市役所、上山市役所、天童市役所、山辺町役場及び中山町役場に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は村山総合支庁建設部都市計画課に令和3年2月19日（金）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることのできる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
  - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
  - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号県土整備部都市計画課（電話023(630)2589）に問い合わせること。

令和3年2月5日印刷  
令和3年2月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県